

コミュニティ施策から協働施策へ ～広島県廿日市市を事例に～ (1)

大 藤 文 夫*

From Community measure to Collaboration measure — Hatsukaichi City, Hiroshima Pref. in an example — (1)

Fumio OOTOU

I suggest that collaboration measure is developed from community measure. They have common point and different point. The former is that the local action of inhabitants is expected, and the latter is that recognition about the situation and the point of view of both measures are different. But that difference can be reconstituted as development.

I illustrate this development in the history of the local measure of Hatsukaichi City. This history can be distinguished at three times. The first is time of the outset. Under the influence of the measure of the nation and the prefecture, vaguely, community measure was begun. The second is the time when a fixed form was established. Neighborhood association and organization in cooperation with the local government are main member of organization of the community, and they work on the friendship mainly. The third is time of development. Collaboration measure is developed with community measure as a base. The characteristic on the organization is a round table conference. The association belongs as a new factor there. In this article, community measure of Hatsukaichi City is inspected, and development to a collaboration measure is explained in the next article.

Key Words (キーワード)

Community measure (コミュニティ施策), Collaboration measure (協働施策), Local action of inhabitants (住民の地域活動), Association (アソシエーション), Round table conference (円卓会議)

1. はじめに

最初に本稿のねらいを説明しておきたい。表題にあるコミュニティ施策とは1969年の『コミュニティ—生活の場における人間性の回復』(国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告。以下、『国生審報告』と略記)を嚆矢とし、旧自治省また都道府県、そして基礎自治体(以下、自治体と略記)で展開されていった施策である。スタートから40年以上が経過した現在であるが、

その成果と課題についての検証がなお求められるところである。他方、協働施策とは1990年代ごろから自治体で市民協働条例等を通じて進められていった施策である。同時に都道府県レベル、国レベルでの施策や議論も行われてきた。また平成の合併前後からは狭域自治の議論の中でも語られてきた。本稿ではこのコミュニティ施策から協働施策への展開を、発展と捉える議論を行いたい。

両施策はまちづくり施策であるが、施策としての発展を議論する場合には、その目標を設定する

* 広島文化学園大学 社会情報学部 (Faculty of Social information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

必要がある。本稿ではそれを住民自治のまちづくりとする。もちろん住民自治といっても、全てを住民の力で行うというわけではない。行政主導のまちづくりとの対比で用いているものであり、今日、市民協働と呼ばれるものに相当している。発展の先には住民自治のまちづくりが置かれるということである。

また用語の意味からすれば、コミュニティとは、住民によって構成される理念的な地域社会、共同社会を指している。他方で協働とはまちづくりの方法論、とくに住民どうし、また住民と行政との連携、役割分担という在り方を指している¹⁾。しかしまちづくり施策として用いられる限り、両者は共通に、地域社会をつくるに当たって①何を(内容論)、②誰が(主体論)、そして③どのようにして(方法論)つくっていくかという視点を当然含んでいる²⁾。

内容論にはア)活動の分野(例えば福祉のまちづくりなど)、イ)活動の機能(親交か、問題解決か)、ウ)活動の局面(計画(決定)－実施－評価)がある。これらにおいて活動を総合化することが発展となる。主体論ではエ)地域社会に対する関心を持つこと、観客から当事者へ、要求するだけでなく義務を引き受けるように成長すること、さらにリーダーとしての資質を身につけることが発展となる。そして方法論とは活動内容と活動主体の発展を促す術という性格を持っている。つまりア)からウ)における活動の総合化、そしてエ)の成長をいかにつくりだすかが方法論の眼目である。

方法論を議論するときには、まちづくり組織等のあり方が重要である。とくにi)機能・構成(協議／実行、地縁型／アソシエーション型)、ii)そこで用いられる主体化の技術(ワークショップ、ディベート、マップづくりなど)³⁾、iii)ガバナンス(団体自治、民主制、行政との関係など)⁴⁾などは重要である。これらの点に工夫がみられれば、まちづくり施策としての発展があることになる。

もちろんコミュニティ施策と協働施策の登場時

期には20年近い開きがあり、単純に後者が前者に続くということではない。そこでまず両施策の連続性と非連続性をみてみたい。第一に、活動主体に関しては、当然、両施策とも住民の地域活動に期待するという点では同一である。しかしそれが導き出される状況や、方法論レベルまで降りてきたときの、各主体の関わり方の認識という点では違いがある。例えば『国生審報告』では、地域社会の空洞化が前提にされ、様々な地域課題が出現しており、それが「個人や家庭のみでは達成しえない」(『国生審報告』1969:9)ということから新しい地域活動・主体への期待が導き出されている。

そして自治省のコミュニティ施策では、コミュニティ活動に対する行政の過剰介入は戒められていたものの、例えばモデル地区指定の中で「呼び水」としてのコミュニティ施設建設を積極的に行うという関わりを示していた。また県レベルでもモデル指定を行い、地区単位また自治体単位での組織づくりを含め、コミュニティづくりを積極的に進めたところもあった⁵⁾。このように国、一部の県が積極的に自治体を動かし、コミュニティをつくらうとしたのがコミュニティ施策であった。

他方で協働施策では、それが必要な理由として地域課題の多様化・高度化という現状が挙げられるが、担い手について一方での市民活動の興隆、そして他方で行政の限界が前提になっている。とくに自治体の協働施策では、自らの行政能力について厳しい認識を示している。県の施策では側面的支援という感が強いが、むしろ自治体が積極的に施策展開をしようとしている。例えば少なからざる自治体で、上述の市民協働条例や自治基本条例などによって、協働あるいは協働の単位を制度化⁶⁾しているところにその積極性をみることができる。

こういった自治体の協働への期待は、上述の状況認識からすれば、今日ではそれによってしか生き残れないという直截な表現ともいえる(直田2011:108-109)。しかしでは仮に1970年代(コミュニティ施策の時期)において、住民に協働を期待

することは間違いかという、決してそうではないだろう。本来論としては国、県、自治体の現状（力）とは別の次元で、協働は住民自治の強化という点で進められるべきである。財政力が弱くなったから協働を進めるのではなく、財政力が強くとも協働は進めるべきである。

むしろ自治体が協働を強調することは、本来の補完性の意味において、ようやくコミュニティが自治体の管轄事項と認められるようになったといえる。例えば自治基本条例の策定、協働単位の設定、あるいは地域まちづくり計画策定の際に、自治体は丁寧な住民参加のプロセスを設けている。つまり住民には自らができると判断（決定）したことの実行を、住民に最も近い自治体が求めているのであって、住民ができることのすぐそばには自治体が担当するのがふさわしい事業があるはずである。この役割分担に自治体も自覚的になっている。こういった意味で、コミュニティが本来そうであるべき自治体の管轄事項になってきたといえよう。

こういった協働の期待は、住民への新たな負担の押し付け（行政の責任放棄）と旧来しばしば主張されてきた。行政主導を前提に、その下での地域活動への期待であれば、批判は当てはまるであろう。しかし協働とは決定面も含めて公共活動を分担しようということであるので、住民が何を行うのか自体を問い直そうとする試みである。実際、丁寧な住民参加のプロセスにみられるように、自治体は住民に強制しているのではない。むしろ住民ができるとしたことの責任を果たそうとするのは住民の主体的能力である。それがなされるときに、住民は行政と共に公共的活動の担い手の一人として存在することになり、行政との建設的な関係も可能である。いずれにせよ住民と行政の協働というのは上意下達でもなく、観客からの要求を何でも引き受けることでもなく、互いがどういう役割を引きうけるかを協議する中から生まれるものであろう。

第二に、用語の点からいっても、協働施策では明らかにまちづくり施策の方法論に力点が置かれ

ている。コミュニティ施策においても『国生審報告』の中で、既に行政と住民の「接点」の再構成、上意下達からの転換という方法論の視点が示されていた（『国生審報告』1969：3，18-21）。しかし協働施策では、「行政主導のまちづくり」、「協働のまちづくり」と対比されるように、方法論が前面に押し出されている。実際に協働施策では、コミュニティという用語自体が協働や自治の文脈の中で語られるようになっていく。また、まちづくり組織等の機能・構成、主体化の技術、ガバナンスの点でも様々な工夫が各地で試みられている。

第三に、まちづくり組織の範囲の点では、コミュニティ施策と協働施策は同じである。平成の合併が進む流れの中で、地域協働という概念が用いられるようになってきたが、ここで焦点化されている地域もコミュニティ施策におけるコミュニティ地区と相同である（概ね小学校区）。

以上、両施策の連続性と非連続性をみてきた。連続性の核となっているのは、住民の地域活動への期待であることはいまでもない。総合行政を展開する上で、自治体は何らかの住民の地域活動を必要としてきたというのがその理由である。また範囲の点は、住民自治的な活動の行いやすさということからである。そして方法論レベルでの非連続性とみえるものは、その時々の住民と自治体の事情の産物であるが、住民自治の強化へ向かう発展の過程として再整理できるものでもある。本稿はこの意味で、コミュニティ施策から協働施策への展開を発展として捉えようとするものである。

しかし行政施策の評価を行うに際しては、行政の構想や実行が現実にもたらしたのかを踏まえる必要がある。つまり両施策は住民（活動）を対象にした施策であり、住民がそれを受け止めることで実効性があるものになる。その意味で住民活動、住民組織の実態分析をもって評価を行うべきことを付け加えておきたい。

本稿では、コミュニティ施策から協働施策への発展を検証する事例として、広島県廿日市市を採

り上げる。廿日市市の方法論上の特徴は、施策の切り替えにおいて、コミュニティ推進組織を母体に「円卓会議」という「場」を提案していることである。以下、まず廿日市市の施策概要をまとめた上で、コミュニティ施策の展開過程が比較的跡付けられる事例を紹介し、その成果と課題を指摘する。その後の協働施策の展開については次稿で検討する。なお調査手法としては、各種資料の収集と地区リーダー及び市の担当職員への聞き取り調査を行った。

2. 廿日市市の概要

廿日市市は広島県の西部に位置し、広島市中心部から約17km、電車で18分の距離にある。江戸時代には山陽道の宿駅が置かれ、陸上・海上交通の要所であった。また木材産業の町として発展してきた。他方、高度成長期以降、広島都市圏の膨張に伴い、丘陵上に住宅団地が開発され、広島市のベットタウンとしての性格を強めてきた。

合併の経緯をみると、昭和の合併時に廿日市町、平良村、原村、宮内村、地御前村が合併し（1956年）、新廿日市町が発足した。翌年に佐方の一部を編入している（1957年）。その後1988年に市制移行した。そして平成の合併では2003年に佐伯町、吉和村、平成17年に大野町、宮島町と合併し新廿日市市が誕生した（以下、とくに断らない限り、廿日市市とは新廿日市市のことである）。現在の市域は島嶼部（宮島地域）、沿岸部（廿日市・大野地域）、内陸部（佐伯地域）、山間部（吉和地域）といった多様な地域からなっている。

廿日市市は、広島県内においても比較的早くから協働施策に取り組んできた自治体である。廿日市市においても、協働施策の前史はコミュニティ施策であった。国や広島県がコミュニティ施策に取り掛かった時期に、やはり廿日市市もコミュニティづくりをスタートさせている。そして「協働」という用語は2000年の『廿日市市コミュニティ推進プラン』（以下、『推進プラン』と略記）に登場している。「市民と行政とのパートナーシップ

（協働関係）」という用い方である（『推進プラン』2001:7）。この時期は全国的に協働施策が広まっていった時期である。廿日市市もまたこの時流に乗ったことになる。

そこで廿日市市が出した施策は、突如登場した施策ではなく、これまでのコミュニティ施策を踏まえ、新たな課題に対応するための転換という性格のものであった。まちづくりの方法論に力点を置いてみると、廿日市市の場合は、推進組織に関して、とくに「円卓会議」という工夫を行おうとしている。

またコミュニティ施策においては概ね小学校区をコミュニティ単位とし、コミュニティ計画がつけられていった。そして協働施策では委員会、協議会、あるいは地域自治区等の名称でこの単位を設定し、その下層、上層との関係を重層的に捉え、そこでの役割分担を志向している。廿日市市のコミュニティ施策においても概ね小学校区に単位設定されてきた。そして市の協働施策の中でもそれは踏襲されている。現在の廿日市市内は合併及び都市発展の経緯に関わって、28の地区（ほぼ小学校区）から成り立っており、このレベルで地区別実施計画（まちづくりプラン）を策定している。そしてこの28地区を基層とし、5つの地域（平成の合併前市町村の区域）、そして市域という3層構成で協働施策が展開されようとしている。

3. 廿日市市のコミュニティ・協働施策の流れ

(1) 第一期、第二期

表1は総合計画等の記載事項から、廿日市市のコミュニティ・協働施策の流れを整理したものである。大きく分けて四期に区分できる。第一期はコミュニティ施策の草創期である。『廿日市町総合計画』（1977年）（以下、『町総合計画』と略記）では、近隣住区論の脈絡でコミュニティが語られている。「町はコミュニティの集合体であり、コミュニティは近隣住区の結合体である」（『町総合計画』1977:54）としている。その際のコミュニティは「集会、文化活動、レクリエーションなど

表1 廿日市市総合計画等の流れ

期	第一期 (草創期)	第二期 (定型期)	第三期 (転換期)	第四期 (再生期)		
総合計画等	廿日市町総合計画 (1977年)	廿日市新総合計画 (1984年)	第3次廿日市市総合計画 (1993年)	廿日市市コミュニティ推進プラン (2001年) *ただしプランの作成は2000年度	第4次廿日市市総合計画 (2001年)	第5次廿日市市総合計画 (2009年)
地域社会の状況	とくに記載なし。	とくに記載なし。	コミュニティ推進協議会等諸団体の活動。公民館や各種文化・スポーツ・福祉団体を単位とした活動。活動の参加者の特定化。都市化による交流や連携の弱まり・連帯感の希薄化。	市民における無関心層の増大。地域の連帯意識の希薄化。市民グループ(テーマコミュニティ)に対する行政の柔軟な支援や理解が不十分。	市民の無関心の増大。連帯意識の希薄化による町内会・自治会の課題。様々な分野で活動している市民グループ。	市役所のみが「公共」を担うことは、限界。地域コミュニティ、NPO、企業、学校などが単独で、あるいは協働で公共サービスを担っているという実態がある。市内全域にコミュニティ推進団体が設立され、市民と地域、地域と市役所がつながり、地域づくりを推進するための協働のステージが整いつつある。「市民円卓会議」の実施。
の単位 コミュニティ	小学校区。	小学校区。	小学校区。	小学校区。	小学校区。	・基層(小学校区) ・中層(合併前市町村区域) ・上層(市域)
の位置づけ コミュニティ	人間性の回復。相互扶助の精神。	住民の多様な生活問題の解決のための地域活動の推進力。住民の自発性に支えられたコミュニティ。	地域住民の連帯。地域における主体的な相互扶助。	市民主導型社会の実現方策。市民によるまちづくりの基盤になるもの(コミュニティづくりから市民自治へ)。	市民主導型社会の実現方策。住民自治の基盤。	各地域において育まれてきた「地域力」を向上させ、支える役割が「公共」における市役所の新たな使命。「市民円卓会議」を地域協働の柱と位置づける。
活動 コミュニティ	集会、文化活動、レクリエーションなど。	町内会、婦人・青少年・子供・老人などのグループ活動。スポーツ・文化・福祉などの地域活動。	美化、スポーツ、レクリエーション、趣味の活動、文化・教養活動、地域福祉活動、生活環境向上活動。	「親睦型のコミュニティ」から「問題解決型のコミュニティ」へ。	住民自治。	新しい公共。
組織等 コミュニティ	とくに記載なし。	上記活動組織。	コミュニティ推進協議会等諸団体。	コミュニティ推進協議会(町内会・自治会+各種団体)、テーマコミュニティ、行政の地域参加、円卓会議。	とくに記載なし。	円卓会議。
コミュニティ施策の特徴	とくに記載なし。	①コミュニティ意識の啓発。②コミュニティ活動の展開(コミュニティ実践地区の指定)。③コミュニティ指導者の育成。④コミュニティ組織の育成(総合的な推進組織)。	①コミュニティ意識の啓発。②自主的活動の推進。③推進体制の充実(リーダーの発掘と育成)。④コミュニティ施設の整備と有効活用。	1. 市民と行政のパートナーシップ(協働関係)の形成 ①市民のネットワークづくり(「地域コミュニティ形式」,「円卓会議形式」)。 ②自治活動の推進(課題ごとのプロジェクトチームやワーキングチームによる活動支援)。③公民館の相談業務の充実。④行政情報の提供。⑤市役所コミュニティ窓口の一本化(自治振興課)。 2. コミュニティ活動の支援 ①地域活動拠点の強化。 ②地域拠点での情報機能の強化。③地域の自発的活動が推進される補助金制度。④後継者の育成(公民館での体験学習講座、ワークショップ)。⑤転入者へのコミュニティ活動の紹介。 3. 幅広い市民参加の体制づくり ①幅広い意見集約(アンケート、ヒヤリングでの意見収集、広報、ホームページでの材料提供)。②市民参画の推進(計画づくり段階からの市民参画)。③市民意向の反映(審議会などの公募。まちづくり条例制定による制度面での位置づけ)。④参加機会の増大(地域人材バンク)。⑤市民活動支援センターの創設。	1. 市民と行政のパートナーシップの形成 ①行政の役割の点検。②行政情報の公開・提供。③横断的な体制の整備(プロジェクトチーム、ワーキングチーム)。④市民の自治意識の高揚(市民フォーラム、講座)。 2. 地域コミュニティの活動支援 ①地区別実施計画策定・支援。②市民活動団体への情報の提供とネットワークづくりへの支援。 ③活動の拠点づくり(公民館・集会所の運営や機能の見直し。市民活動支援センターの整備)。 3. 幅広い市民参加体制の確立 ①市民参加の環境づくり(ワークショップ、審議会の委員公募)。②特定非営利活動法人の設立・運営への支援。	1. 市民と市役所との信頼関係を築く ①情報発信の充実。②対話を伴う市政情報の伝達。③市民意見・意識の把握の機会充実。④市政への参画機会の拡充。⑤対話による市民意見の把握。⑥職員能力・組織力の向上。 2. 協働でまちづくりを進める ①市役所内部、市民と市役所における協働のルールづくり(まちづくり基本条例)。②活動主体の連携支援。③活動主体への支援。④協働の拠点と機能の整備⑤協働の機能強化。 3. 地域における自治を築く ①「市民円卓会議」の継続的運営のための支援。②活動主体・地域の連携支援。③実情に合った独自の地域づくりのための支援。④地域活動が持続的に発展するための支援。 まちづくり基本条例の制定。市民活動センターの運営基盤強化。市民センター(公民館)の運営形態の検討。

出典：各次総合計画等より作成

をととしてコミュニティで結合を強め、住民相互の地域連帯感を助長、育成し、単なる居住者から地域を愛する町民にまで育成することにより、失われつつある人間性を回復し、相互扶助の精神を涵養して、青少年の健全育成と老人を孤独から解放する社会環境を醸成することにある」(同：54)としていることから、居住区における連帯を志向する住民の組織体ということになる。また小学校区＝近隣住区とされ(同：55)、コミュニティの単位は小学校区とされている。ここでは10の単位が設定されている(1985年の予定数)。

第一期はコミュニティの提案がなされた時機である。「人間性を回復」といった語り方からも当時の国の施策が意識されていることは明らかである。しかし『町総合計画』では、とくにコミュニティに関する具体的施策が示されているわけではなく、文化活動、レクリエーションが活動内容として例示され、漠然とコミュニティが提案されていた。

丁度この時期に、後述する地御前地区が広島県の働きかけで進められた「福祉の地域づくり実践地区」の指定(1977年)を受けている。福祉の地域づくり実践地区事業は、宮澤元広島県知事のコミュニティ施策の柱の一つであった「コミュニティ活動実践地区」事業と同系のものであり、いわば福祉版のモデルコミュニティ事業である。地御前地区では同年にコミュニティ活動を推進する組織(「地御前地区コミュニティ推進協議会」以下、「地御前地区コ推協」と略記)がつくられ、以後、地御前地区コ推協は現在まで活動を続けている。そして「コミュニティ推進協議会」方式が旧廿日市市全体に適用されていく⁷⁾。県からの助成は3年間で終わったが、その後も町の補助が継続された。このようにして広島県からの働きかけによって、廿日市市のコミュニティ施策の肉付けがされていった。以後1992年までに11のコミュニティ単位(地区)の設定とそこにおけるコミュニティ推進組織の結成がなされていった。

そういう意味で、第二期はコミュニティ施策が定型化されていった時期といえる。この時期にコ

ミュニティ施策の内容がほぼ固められていく。『廿日市町新総合計画』(1984年)(以下、『町新総合計画』と略記)では、コミュニティ施策の体系として①コミュニティ意識の啓発、②コミュニティ活動の展開、③コミュニティ指導者の育成、④コミュニティ組織の育成が挙げられている。広島県のコミュニティ施策の柱を踏襲したものになっている。②に関しては、コミュニティ実践地区の指定が挙げられている。④に関しては、とくに組織名称・形態が指摘されているわけではないが、町内会、婦人・青少年・子供・老人などのグループ活動、スポーツ・文化・福祉などの地域活動が挙げられており、それらの組織がコミュニティの構成組織として想定されていることになる。また総合的な推進組織が挙げられているが、当時の事情を考えれば、それは「コミュニティ推進協議会」を指していたと考えられる。またコミュニティ単位として9の地区が設定されている。なおコミュニティ単位内の施設としては小学校、公民館、幼稚園、診療所、保育所、児童公園、商店などが挙げられている(『町新総合計画』1984：32-35)。

このようにして旧廿日市市は、広島県がモデルとして実施したものを、旧市街地地区から住宅団地地区まで全市的に展開した。ここで廿日市市のコミュニティ活動、コミュニティ組織の定型が固まったといえよう。

『第3次廿日市市総合計画』(1993年)(以下、『第3次総合計画』と略記)においてもそのスタンスは変わっていない。コミュニティ活動として美化、スポーツ、レクリエーション、趣味の活動、文化・教養活動、地域福祉活動、生活環境向上活動などが挙げられている(『第3次総合計画』1993：157-158)。また組織としても「コミュニティ推進協議会等諸団体」と記載され(同：157)、同協議会のコミュニティの総合的な推進組織としての地位が定まっていたことがわかる。具体的施策としては①コミュニティ意識の啓発、②自主的活動の推進、③推進体制の充実(リーダーの発掘と育成)、④コミュニティ施設の整備と有効活用が挙げられている(同：157-158)。基本的に前計画の継承と

いえる。ただし、同計画の中に、活動の参加者の特定化、都市化による交流や連携の弱まり・連帯感の希薄化（同：157）といった問題点が指摘されていることには注意しておきたい。これらの点は廿日市市の特殊性というより、地域社会全般にみられる現象である。むしろそれを克服することがコミュニティ施策の狙いであった。しかしコミュニティ施策が、必ずしも狙い通りの結果を生み出していないという現実的な指摘がされていることになる。

またその後、市が2000年に各種地域住民組織等に行った調査では、①コミュニティ推進協議会に対する住民の関心の低さ、②町内会とコミュニティ推進協議会の違いのわかりにくさ、③役員の負担の多さ、④人材不足、⑤各組織間の連携のなさ、⑥行政のかかわりの必要性、⑦ボランティアが関われないといった問題点が引き出されている（『まちづくり協働政策研究成果報告書』2003年度：19）。各種地域住民組織への調査という点、またそこで取り出された問題点をみても、廿日市市が担い手である地域住民組織及び組織間連携のあり方＝方法論に関心を持っており、そこに課題解決の方途を探ろうとしていることがわかる。

(2) 第三期、第四期

第三期に入るのは丁度こういった時期であった。ここで旧来からの転換を目指すべく、担い手のあり方＝方法論への注目が明確に打ち出されていくようになる。『推進プラン』と『第4次廿日市総合計画』（2002年）（以下、『第4次総合計画』と略記）は同時期につくられている。『第4次総合計画』の中で「市民主導型社会の確立」が掲げられ、その具体的施策として1.市民と行政のパートナーシップの形成、2.地域コミュニティの活動支援、3.幅広い市民参加体制の確立が並んで示されている（『第4次総合計画』2002：57-59）。それぞれの各論は表1にある通りであるが、それらの中でとくに目新しいといったものはない。むしろ『第4次総合計画』の特徴は、コミュニティ施策を生活領域の一分野に関わる施策として採り

上げるのではなく、市民主導型社会といったまちづくりの方法論の文脈で採り上げたことである。もちろん廿日市市においても、市民参加などもこれまでの計画の中で取り扱われており、しかもその内容はコミュニティと関連するものであった。しかしあくまでその扱いは別々の項目立てであった。その意味でここにみられる転換は、方法論としてのコミュニティを再指定することであったといえる。

『推進プラン』は『第4次総合計画』にある市民主導型社会の実現に向けた、コミュニティに関する個別プランである（『推進プラン』2001：4）。当然、考え方は基本的に同じである。同プランの中から転換の方向性を詳細にみておく。まず現状分析として、①町内会・自治会と各種団体からなるコミュニティ推進協議会がコミュニティ組織になっていること、②これまでのコミュニティ活動が親睦活動中心であったこと、そして③問題点として地縁に基づく活動が弱体化していること、④他方でテーマ別の市民活動が行われているという点が指摘され、目指すのは「コミュニティづくりから市民自治へ」とされている（同：1-2）。

それに向けて3つの転換が示されている。第一に、活動内容に関してである。市民自治というのは「親睦型のコミュニティ」から「課題解決型のコミュニティ」へと発展させていくこと（同：6）、住みよい地域づくりやまちづくりを市民自らが提案し、実践していく「小さな自治」へ発展させることである（同：2）。つまりコミュニティの総合的発展を目指すということである。

第二は、コミュニティ組織のあり方についてである。「パートナーシップによるコミュニティ推進」（同：5）を掲げ、そのパートナーシップ形成の手法として市民ネットワークづくりの二つのモデルが示されている。一つは「地域コミュニティ形式」とされ、コミュニティ推進協議会が中心となり各種団体や行政が連携するモデルである。これは既存のモデルである。もう一つが「円卓会議形式」とされ、「地域課題や地域情報を共有するネットワークづくりのため開催する。また、テー

まごとに集まり、アイデアを出し合い、役割分担をしながら効率よく、地域活動を行うための、話し合いの場」(同：10)である⁸⁾。そしてその中に行政も参加する(行政の地域参加)ことになる。それによってパートナーシップと呼ばれる。その後の展開では円卓会議形式が採用されている。

そして第三は、もう一つのパートナーシップのあり方に関してである。当該コミュニティ組織で地区別実施計画をつくり、そこで出てきた事業に対して助成するという方法を示している(同：5)。計画づくりを行政が行う。また住民組織には使途限定で助成するという旧来の住民組織と行政の「接点」のあり方の転換である。

そして第四期は、こういった方向を発展させ、住民自治組織の再生を図っていかうとしている時期である。『第5次廿日市市総合計画(前期基本計画)』(2009年)(以下、『第5次総合計画』と略記)は第4次総合計画の内容を継続、発展させるものとなっている。同計画には経営目標の一つに「市民主体の協働により、みんなで幸せを実感できるまちに～地域経営の推進」が掲げられている。そしてそのための重点的取り組みとして、①市民と市役所との信頼関係を築く、②協働でまちづくりを進める、③地域における自治を築くが挙げられている(『第5次総合計画』2009：72-77)。枠組みとしては『第4次総合計画』と同等である。詳細は表1にあるとおりであるが、新規の事業としては②に関してまちづくり基本条例の制定、市民活動センターの運営基盤強化、市民センター(公民館)の運営形態の検討がある。

また重層的構成については、上述のように、現在の廿日市市では協働の単位が三層で設定されている。基層が地区(概ね小学校区28)、中層が地域(合併前の市町村区域5)、最上層が市域である。また各単位には活動拠点として市民センター、支所、市民活動センター・市役所が置かれ、そして各々に円卓会議が対応させられている(『廿日市協働によるまちづくり基本条例 逐条解説』2012：12-13)。このようにまちづくり単位、拠点施設、まちづくり方式が標準化されている。円卓

会議の定義は「市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場」となっており、その運営は各レベルの円卓会議でそれぞれルールを決めて、最適な形で開催していくとしている。また企画、参加呼びかけ、運営支援は行政サイドで行うとされている(同：14)。

4. コミュニティ活動の実態

(1) 地御前地区コミュニティの活動

以上、総合計画等の中から廿日市市のコミュニティ施策から協働施策への展開の概要をみてきた。ここではコミュニティ施策の成果と課題を踏まえた上で、施策の切り替えが提案されていることがわかる。しかし上述のように、施策の評価は住民活動の実態分析をもって行うべきであるので、以下、コミュニティ施策に関連して地御前地区のコミュニティ活動を検討してみる。

上述のように1977年に地御前地区が福祉の地域づくり実践地区に指定され、その後、旧廿日市市全体に「コミュニティ推進協議会」方式が適用されていく。その意味で地御前地区は廿日市市のコミュニティ施策の出発点となった地区である。地御前地区は廿日市市の沿岸部中央に位置し、国道及び国道バイパス、またJR、私鉄が通り、アクセスの良い地域である。もともとは半農半漁の村であったが、昭和49年に国道バイパスが開通し、広島市のベットタウンとして人口が増加していった。2011年10月1日現在で世帯数3,165戸、人口7,393人、高齢化率25.1%である。なお宮島の厳島神社の摂社である地御前神社がある。

まず地御前地区コ推協の設立から現在までの推移を概観しておく。当時の資料に記載されている地御前地区コ推協発足当時の状況をまとめたのが、表2である。

ア) 指定の背景

当時における活動の担い手が存在し、発展が期待できることが挙げられている。

表2 発足当初の地御前地区コミュニティ推進協議会の組織・活動等

ア) 指定の背景	「福祉施設等もあり、各種団体の活動実績や協力体制の素地があること、行政施設の整備、複数のリーダー等、適切な指導があれば将来に期待が持てること」																																			
イ) 参加・協力団体	町内会連合会、民生委員協議会、学校・保育所、小中PTA、母親クラブ、婦人会、老人クラブ、福祉施設、身障協会、郷土文化保存会、公衆衛生推進協会。																																			
ウ) 組織構成	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>エ) 決算 (1977年度)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: right;">(円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入</td> <td>会 費</td> <td>152,200</td> <td>100円×1,522世帯</td> </tr> <tr> <td>助成金</td> <td>500,000</td> <td>県20万 町20万 町社協10万</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>255,940</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>収入合計</td> <td>900,8140</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支出</td> <td>運 営 費</td> <td>162,115</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 業 費</td> <td>441,681</td> <td>広報部 120,575 文化部 21,310 福祉部 52,930 体育部 41,620 生活部 29,846</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支出合計</td> <td>603,796</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div>			(円)			科目	金額	説明	収入	会 費	152,200	100円×1,522世帯	助成金	500,000	県20万 町20万 町社協10万	雑収入	255,940			収入合計	900,8140		支出	運 営 費	162,115		事 業 費	441,681	広報部 120,575 文化部 21,310 福祉部 52,930 体育部 41,620 生活部 29,846		支出合計	603,796			
		(円)																																		
	科目	金額	説明																																	
収入	会 費	152,200	100円×1,522世帯																																	
	助成金	500,000	県20万 町20万 町社協10万																																	
	雑収入	255,940																																		
	収入合計	900,8140																																		
支出	運 営 費	162,115																																		
	事 業 費	441,681	広報部 120,575 文化部 21,310 福祉部 52,930 体育部 41,620 生活部 29,846																																	
		支出合計	603,796																																	
エ) 活動内容 (1977年度～1978年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・学級、交流集会、研修会参加。 ・(文化部) 盆踊り、秋祭り俵もみ、とんど。 ・(体育部) ラジオ体操の推奨、キャンプファイヤ参加、歩け歩け運動、町内体力づくり運動会出場、地区運動会。 ・(生活部) 清掃活動、さくらの植樹、とび出し注意板設置、防火標識ステッカーの全戸配布。 ・(福祉部) 福祉施設の行事へ参加、保育所・小学校行事へ参加、敬老会での高齢者粗品進呈、友愛訪問。 ・(広報部) 広報誌『じごぜんひろば』発行 ・青年会館建設 ・ニーズ調査の実施 																																			

出典：「じごぜんひろば」No. 1, 3, 4 より作成

イ) 参加・協力団体

発足当初は町内会、年齢・属性別組織、民生委員協議会等の行政協力組織、福祉施設、そして文化団体が参加・協力団体となっている。その後2012年度では、構成団体（そこから理事が出ている）として地御前地区自主防災会などが、賛助団体・機関として地御前漁協、佐伯中央農協、ボーイスカウト佐伯第5団、廿日市スポーツ協会、廿日市市交通指導委員、廿日市市消防団などが加わっている（『地御前地区コミュニティ推進協議会会則』）。

ウ) 組織の機能・構成

地御前地区コ推協は、協議（決定）と実行を行

う組織である。発足当初の組織構成をみると、地区住民を母体に、上述の町内会等の参加・協力団体によって地御前地区コ推協が構成されている。各団体から部員が出て、部会によって活動が行われている。1977年度時点で、5部会、計40名の部会員であった。1978年度から新たに青少年部が加わっている。そして町議及び部会から出た理事が理事会を構成している。1978年度からは町内会長も理事職に就くようになっていた。また発足当初は事務局を公民館が担当していた。

その後、部会構成は、2012年では広報、文化、福祉、体育、生活安全、青少年、環境の7部会となっている（『地御前地区コ推協 2012年度定時

総会資料』)。また各町内会長も、通常いずれかの部会に所属するようになっている。なお現在では一部の合併町・村を除いて、公民館(市民センター)は事務局を担当していない。このように地御前地区コ推協は、各団体の並存という状態ではなく、組織性をもった決定と実行を行うことができるように、協議会内での地域住民組織の編成替えを行っている。

工) 決算

1977年度決算をみると、収入では会費が1世帯当たり100円、県からの助成が20万円、町から20万円、町社協から10万円となっている。県からの助成は指定期間終了後なくなるが、町(町社協)、市からの助成は継続された。なお2012年度決算では、会費は1世帯150円、市からの助成金が1,003,000円となっている(同)。助成額は「コミュニティ推進団体事業補助金」、「地域づくり支援事業助成金」、「地域提案型協働事業助成金」といった一連の助成の中で増額されてきた。

オ) 活動内容

立ち上がりから二年間の活動内容をみると、学習活動、広報活動を除いたとしても、いわゆる親睦活動(スポーツ、文化)に限定されているのではなく、生活関連活動や福祉活動も行われていることがわかる。福祉活動については福祉の地域づくり実践地区指定の性格が現れているとも解されるが、コミュニティが親睦活動だけを行っているとは言い難いものとなっている。

なおこの点については、先の『推進プラン』で、親睦活動が中心であることが問題とされた時期(2000年)とほぼ重なる1999年度の事業計画をみても、文化・スポーツ活動と並んで、福祉部での一人暮らし高齢者の訪問・見舞い、一人暮らし高齢者の昼食会、青少年部の青少年非行防止パトロール、子ども会育成指導者研修会参加、町内落書きけし、生活部の男性料理教室、介護に関する講演会・介護教室が予定されている(『じごぜんひろば』No.49)。また2011年度の活動をみても、福祉部の一人暮らし高齢者の昼食会、健康教室、生活安全防災部の夏休み・冬休みパトロール、講

演会(高齢者の為の交通安全と防犯、災害時における地域の支え合い、助け合い活動)、青少年部の祭礼時のパトロール、通学合宿、環境部の海のクリーンアップ、山の植樹、公園の花壇管理などを行っている(『地御前地区コ推協 2012年度定時総会資料』)。

地御前地区コ推協がこういった活動を行っている意味を考えるため、単位町内会及び地御前地区町内会連絡協議会(以下、地御前地区町連と略記)の活動と比較してみる。現在、地御前地区で単位町内会は31あり、世帯数は10～184戸の幅がある。一例としてA単位町内会(ほぼ平均世帯規模)の2006年度事業、2007年度事業計画をみると、地御前地区コ推協を含め、地区内団体、市の上位団体の会議や行事への参加以外で、A町内に直接関わる事業は、町内施設(集会所、防犯灯、防犯幟、安全標識、掲示板、ゴミ置き場)の維持管理、そして清掃活動等である(『A町内会 2007年度通常総会資料』)。他方で地御前地区町連の2011年度事業では、敬老会、ウォーキングパトロール(地域安全運動強化月間に合わせたもの)の他は、地区内団体、市の上位団体の会議や行事への参加が多く、組織としては連絡調整的な性格が強いものとなっている(『地御前地区町内会連絡協議会・地域安全協議会 2012年度総会資料』)。また行政への要求は地御前地区町連がもっぱら行っている。

このように単位町内会、地御前地区町連、地御前地区コ推協の間で活動の棲み分けがなされていることがわかる。地御前地区コ推協が管轄している活動は、参加者の規模、利用可能施設、単位町内会の担い手などの点で、地御前地区として行うことが合理的なものであろう。また新しい課題が生まれるときは、それに合わせて活動や部会が追加されることになる。もちろんどの組織が管轄しようと、活動の参加者は地区住民であり、地区が運営する活動である。

このように地御前地区コ推協は、発足以来、親睦活動に限らず、多分野また問題解決型の活動を管轄してきている。またそれが可能になる地域に

根をはった組織構成となっている。そして行政としては、組織が町内会を基盤に、年齢・属性別組織、行政協力組織を含めて構成されることで、公共活動を地域に降ろしやすくなっている。例えば地御前地区では、町内会長は地御前地区地域安全協議会、同コ推協、同人権啓発推進協議会、同自主防災会、集会所運営委員会の宛職として理事等職付となっている（同）。この意味で、この仕組みは総合行政の受け皿として便利なものであり、伝統的地域でしばしばみられるものでもある。従来はこの仕組みを行政の末端化として捉えることがあったが、協働の時代にあってはそれを住民自治的活動と捉え、活動が活性化する条件を明らかにしていくことが重要である。その意味でも協働への展開を、地御前地区コミュニティの中から探っていくことが求められる。

(2) 地御前地区コミュニティの成果と課題

ではどのように協働への展開が読み取られるだろうか。展開は成果と課題の中から生まれると考えられる。以下、複数の地区リーダーへの聴き取り調査に基づき、ア) 担い手、イ) 組織構成、ウ)

行政との関わりの点から成果と課題について述べる。

ア) 担い手

まず35年の長きにわたってコミュニティ活動を続けてきたことは、大いに評価すべきである。活動が続いてきたのは「人」がいたからであるというのがリーダーの見解である。地域活動の担い手は層として考えるべきである(大藤 2009:5)。例えばリーダー、協力層、行事参加層、関心層、無関心層と分けてみる。無関心層が増えていけば地域活動が難しくなる。また協力層が少なればリーダーが孤立し、後継者難が生じる。地御前地区コ推協の行事には多くの参加者がいる。また広報誌『じごぜんひろば』は各戸配布されているので、相応の関心層がいると考えられる。

次に協力層とリーダーに関わって、図1に2012年度の地御前地区コ推協の理事会と部会の構成を示した。事業を実施するのが各部会である。部会への参加は、基本は任意である。実情は、通常、各单位町内会長がいずれかの部会に所属し、各種団体からも部会員が出ている。また約2割が自由参加者である。部会員は部会の兼務、また理

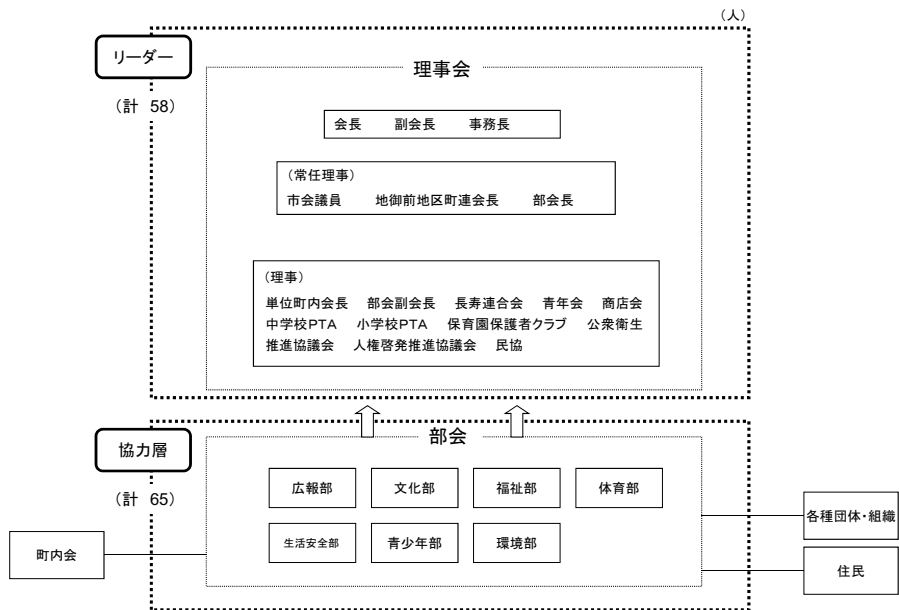


図1 地御前地区コ推協の理事会と部会の構成

出典：『地御前地区コ推協 2012年度定時総会資料』より作成

事、常任理事、会長、副会長との兼任を除くと65名である。この65名が協力層となる。そして理事会メンバーをリーダーとすれば、58名がリーダーとなる（ただし各理事はいずれかの部会に所属しており、実行機能も担っている）。

現状でこれだけのリーダーと協力層を生み出していることは評価すべきである。そしてこれだけの数があれば今後も活動は持続していくように思われるが、後継者難という課題があるとリーダーは指摘する。後継者難には二段階あると考えられる。まず協力層に関してである。住民の参加は「二極化している」とのことである。地域への無関心は、地御前地区に限らず、ココロの担い手不足（大藤 2011：4）（都市的生活様式の浸透による地域への無関心）であるので、働きかけの工夫が必要である。また部会メンバーが半自動的に集まる仕組みがなお生きているので、集まったメンバーの有効性感覚が高まる取り組みが必要である。実際、楽しそうな部会には希望者が多いとのことである。次にリーダーに関しては、「女性のパワーを活用」することがポイントであり、またリーダー候補には勉強してもらうことが必要とのことである。

イ) 組織構成

こういった担い手をつくり出してきたのは、地御前地区コ推協の組織構成、つまり町内会を基盤に、年齢・属性別組織、行政協力組織及びその他組織を含めて構成されていることによるのが大きい。つまり地御前地区コ推協は地域に根ざした組織となっている。外に対しては町内会あるいはコ推協という貌を持っていても、根ではつながった組織である。その関わり合いは既にみたとおりである。もちろんこの仕組みの中で、住民の意見が全て町内会に吸収されているわけではない。しかし町内会に加入し活動参加することは住民の権利である。つまり席は空けられた状態である。なお町内会長以下、役員の任期一年の輪番制を導入している町内会もある。役員を希望するものが少ないがゆえの輪番制である。そして地御前地区コ推協の部会員も基本は自由参加である。このように、

この仕組みは決して閉鎖的な構造なわけではなく、開放的なものである。むしろ開放的であるのに担い手不足が出てきているという状況である。

ウ) 行政との関係

行政との関係については、行政からの支援、行政からの要求、行政への要求という面がある。まず行政からの支援については、立ち上げ当初の事務局担当、町・市からの助成金がある。長く活動を続けてこられたのは、行政からの支援があったことも大きい。また当初、公民館に置かれていた事務局は、現在では会長宅におかれている。行政が手を離れたのは、自立を促すという考えからである。また行政からの要求は、単位町内会へは文書回覧、行政協力組織へは事業協力などがある。そして行政への要求については、地御前地区町連が必要に応じてその都度行っている。

5. 小 括

以上、総合計画等に見ることができるといえる廿日市市のコミュニティ施策から協働施策への展開の概要と、地御前地区におけるコミュニティ活動をみてきた。この施策展開の中で、地区別実施計画の作成、財政支援、拠点施設整備、庁内体制整備がなされてきている。しかし施策の焦点はやはり地域住民組織をどう活性化するかである。現状では転換の鍵となるであろう円卓会議は一部地区で行われているに過ぎない。その意味で発展はなお模索中といったほうがよいだろう。円卓会議は上述の通り、「場」であり、組織ではない。地域住民組織の協働組織への発展の中で、円卓会議をどう位置づけるかはこれからの課題であろう。円卓会議の分析は次稿に譲り、ここで発展に関わる地御前地区コ推協の活動を小括しておく。

第一に、住民自治組織の制度化についてである。現在、他都市ではとくにガバナンス面に関わって、住民自治組織が行政から独立したものとして、かなり強い権限が与えられ、同時にかなり厳密に組織要件が規定されている例がある⁹⁾。地域内分権・住民自治を強化するときの一つの方向性といえ

る。それに比べると、廿日市市のコミュニティ推進協議会、さらに円卓会議もかなり弱い、緩やかな制度化に止まっている。しかし強い・厳密な制度化のケースにおいても、それによって何が生じているかという点で評価されるべきであるように、弱い・緩やかな制度化のケースにおいても、運用の実態を通して評価されるべきである。地御前地区コ推協の活動をみる限り、十分な実績があり、コミュニティの制度化の一つのあり方として評価すべきである。

第二に、組織構成としては、地御前地区コ推協は町内会を基盤に、年齢・属性別組織、行政協力組織、その他組織を網羅的に加えた組織である。そして旧廿日市市地区全体に、この「コミュニティ推進協議会」方式が標準化されている。それは「地縁型コミュニティ」といってよいだろう。地御前地区では、そうであるからこそ多分野、複合機能の活動を行うことができたことが確認できた。またそこでつくられてきた人と人の縁は財であり、今後の地御前地区発展の土台となるであろう。

第三に、その上で課題として挙げられたものは人材難であった。これは人材育成に関わる技術の問題であり、また組織構成の問題にもつながる。人材育成技術の開発が必要であるし、またアソシエーション組織との連携も考えられるであろう。その場合、円卓会議の導入も一つの選択肢であろう。

第四に行政との関わりである。地御前地区には行政からの支援もあり、行政からの要求また行政への要求が行われる回路もある。とくに地域提案型協働事業助成金は、用途を地区で考えることのできる地域予算として機能している。一つの決定権が地区に降りてきているといえる。また現在、地区での総合性を担保するための組織構成の再編が試みられている¹⁰⁾。

旧廿日市市は県から発信された施策を受け止め、コミュニティ組織を全市的に展開させた。その意味で宮澤元知事のコミュニティ施策の模範生ともいえる。地御前地区コ推協の検討の中から明らかになったことは、組織類型としては地縁型コ

ミュニティであったこと、また行政からの支援があったこと、そしてそこでつくられた人間関係という財があって総合的な活動が展開・継続できたということである。リーダーが語った「人がいた」という言葉はシンプルな答えであるが、それが組織構成や行政の支援によって可能になったということは注意すべきである。しかし後継者難という課題が生まれている。その解決も組織構成や行政の支援と関わってくるであろう。そして廿日市市は、平成の合併以降は島嶼部や中山間地域も抱えるようになった。そこにも「コミュニティ推進協議会」方式、あるいは発展途上の「円卓会議」方式が適用できるのか、あるいはまた別の方式を考えるのかといったことも今後の課題である。

付 記

本稿の作成に当たっては、地御前地区の地域住民組織リーダーの皆さん方、また廿日市市役所の職員の方に調査協力を頂いた。皆さんに深く感謝したい。

注

- 1) 例えば荒木は、協働を「〔住民と行政が〕心を合わせ、力を合わせ、助け合って仕事をする」と、「自治体政府の役割を住民と行政とが助け合ってはたしていく〔こと〕」としている(荒木 1990:7, 10)。
- 2) これらの視点とともに、例えば施策の時代背景、政策的意図を採り上げる場合がある。こういった視点があることはもちろん認めるが、本稿では、とくに方法論としてのコミュニティ施策、協働施策の連続性について検討したい。また協働施策について、それを実施面だけに限定して議論する扱いはある。しかし「新しい公共」の新しさは公共活動(事業)を住民が分担するところにある。公共活動が計画(決定)－実施－評価のプロセスで行われるとすれば、各段階で分担がなされるべきであり、その分担の在り

- 方=方法（「どのようにして」）を問うべきである。実施面だけで議論するのであれば、「動員」と呼ばれたかつての姿でしかない。よってガバナンスとも連動させて議論すべきである。
- 3) 松端の区別を参考にした。松端は地域福祉計画における住民参加の手法として形態・形式レベル、技術レベルに分けて説明している（松端2006：196）。ここでは形態・形式レベルにおける組織について、その機能・構成に着目した。地域福祉に限らず、地域づくり全般における方法論において両レベルを設定することができる。
- 4) 例えば西村は複数都市の地域自治組織、地域自治区を、住民代表機関の意見の拘束力、公募公選制・公選制・団体推薦制の観点から比較検討している（西村 2011：18-22）。
- 5) 例えば広島県では、モデル地区（コミュニティ活動実践地区）の推進組織にとどまらず、市郡町村レベル、県レベルで推進組織をつくっていった。
- 6) 中川によれば、現在、この制度化は次の四類型に分類できる。①住民自治協議会（自治体条例等（要綱も含む））、②地域自治区（地方自治法に基づく一般制度）、③合併特例区（新市町村合併特例法に基づく）、④地域自治区（特別制度）（中川 2011：62）
- 7) 1977年の議会一般質問において町長は次のように答弁している。「〔コミュニティの推進について〕地御前地区が指定されまして、非常に成果があがっております。（中略）更にこれを全町に輪を広げ、廿日市町に住んで良かったと言われるような、皆さんに喜び親しんでもらう、そういう親しみの有るなごやかな廿日市町を作って参りたいと思いますので、各方面のご協力を得て、強力にコミュニティの推進を行いたいと考えております」（1977年12月15日）。
- 8) この円卓会議という用語は、市内佐方地区において、町内会連合会、社会福祉協議会、コミュニティ推進協議会の統合を検討する際に、地区の各種団体の長が一堂に会し議論していた場が

- 「円卓会議」と称されたのが発端である。その後の『コミュニティ推進プラン』を検討する市民ワーキング、職員ワーキングで佐方地区の「円卓会議」による取組を紹介したところ、受け入れられ、プランの具現化方策（市民ネットワークづくりのモデル案）の1つとして提案された。
- 9) 伊賀市の住民自治協議会の事例（直田・辻上 2011：97-98）
- 10) 現在、地御前地区コ推協、地御前地区町連等の統合化が検討されている。その理由は業務の重複をなくす、会議回数を減らす、活動資金の規模拡大をする、市からの助成金を一括化する受け皿づくりといったものである。これも効果的な組織構成を考える模索である。

文 献

- 荒木昭次郎，1990，参加と協働－新しい市民＝行政関係の創造－，ぎょうせい。
- 大藤文夫，2009，地域協働と担い手育成－呉市S地区における地区まちづくり計画策定を事例に－，社会情報学研究，Vol.15。
- _____，2011，地域協働と担い手育成（2），広島文化学園大学ネットワーク社会研究センター研究年報 Vol.7。
- 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告，1969，コミュニティ－生活の場における人間性の回復。
- 直田春夫・辻上浩司，伊賀市と名張市の地域自治システム，中川幾郎編，コミュニティ再生のための地域自治の仕組みと実践，2011，学芸出版社。
- 中川幾郎，地域自治区・地域協議会から地域自治システムへ，同上。
- 西村茂，基礎自治体の域内分権－住民代表組織の審議（決定）・実働（執行）・運営－，西村茂・自治体問題研究所編，地域と自治体第34集 住民がつくる地域自治組織・コミュニティ，2011，自治体研究社。
- 廿日市市，1993，第3次廿日市市総合計画。

- _____, 2001, 廿日市市コミュニティ推進プラン.
- _____, 2002, 第4次廿日市総合計画.
- _____, 2009, 第5次廿日市市総合計画（前期基本計画）.
- _____, 2012, 廿日市協働によるまちづくり基本条例 逐条解説
- 廿日市町, 1977, 廿日市町総合計画.
- _____, 1984, 廿日市町新総合計画.
- ひろしま自治人材開発機構・広島県自治総合研修センターまちづくり協働政策研究成果報告書, 2003年度, 地域分権時代における住民自治のあり方について～自分たちの暮らしは自分たちで守る.
- 松端克文, コミュニティソーシャルワーク実践の基盤づくり—地域福祉計画における「方法」のシステム化—, 上野谷加代子, 松端克文ほか編, 松江市の地域福祉計画—住民の主体形成とコミュニティソーシャルワークの展開—, 2006, ミネルヴァ書房.